

# きょうと子ども食堂開設・運営支援事業

## 令和5年度 第2次募集



京都府は、子どもが将来の希望や夢を持つ  
きっかけとなる場、子ども食堂を応援します

### 事業趣旨

京都府では、様々な課題(生活困窮世帯・ひとり親家庭等)を抱える子どもとその保護者を広く受け入れ、子どもが将来の希望や夢を持つきっかけとなる場をつくるため、食事や相談等を通じて、居場所やその他の福祉施策に繋ぐ入口となる「きょうと子ども食堂」の開設及び運営をされる民間の団体の取り組みを応援します。

### 補助対象事業者(補助金を受ける人)

詳しくは裏面をご覧ください

- ① 法人(財団法人・NPO法人等)
- ② 任意団体(代表者が明らかで、事業運営及び会計事務等が適切に行える団体であり、ボランティアサークル、実行委員会、自治会・町内会、老人クラブ、婦人会、PTA 等を想定しています。)

### 補助事業実施要件(補助の対象となる取り組み)

様々な課題(生活困窮世帯・ひとり親家庭等)を抱える子どもと同伴するその保護者が気軽に利用出来るよう、無償又は低廉な価格で食事の提供等を行う食堂で、次に掲げる要件のすべてに該当すること。

- (1) 毎月1回以上、かつ、1回につき2時間以上実施すること
- (2) 食事の提供だけでなく、交流及び相談も併せて実施すること
- (3) 子ども及び保護者に情報が届く手段により、開催内容等の公開及び周知をすること
- (4) 食品衛生法等の関係法令を遵守すること
- (5) 府等の主催する会議や研修等への参加及び関係団体等と連携すること
- (6) その他の知事が定める事項に留意すること



詳しくは裏面をご覧ください

### 補助金の内容(補助率2/3(事業者負担1/3))

#### (1) 運営費支援

- 補助対象経費:会場使用料(水道光熱費を含む)、保険料、周知・広報経費、食材費、スタッフ交通費等
- 補助金額:11,000円×実施日数(上限150日)、又は実際に要した経費の2/3のいずれか低い額
- 補助対象期間:原則令和5年8月1日から令和6年3月31日の期間

新型コロナウイルス対策のため、令和3年度から運営費支援の補助金額を引き上げています!

#### (2) 開設費支援(1回限り)

- 補助対象経費:調理用備品・什器類、食事に要する什器類、軽微な建物修繕経費(敷金・礼金は対象外)
- 補助金額:200,000円、又は、実際に要した経費の2/3のいずれか低い額

### 募集期間

- 募集期間: 令和5年7月14日(金) ~ 12月22日(金)

### 問い合わせ先等

電話:075-414-4585

メール:kateishien@pref.kyoto.lg.jp

【本補助金の担当課】 京都府健康福祉部 家庭支援課 ひとり親・ヤングケアラー支援係

## 補助対象事業者の要件(法人及び任意団体)

次に掲げる場合は、補助対象事業者としないものとします。ただし、知事が必要と認める場合は、この限りではありません。

- ・ 特定の政治、宗教等に関わる団体
- ・ 特定の公職者(候補者を含む。)又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)の統制の下にある団体
- ・ 京都府暴力団排除条例(平成22年京都府条例第23号)第2条第4号に掲げる暴力団員等を構成員とする団体
- ・ 知事が不相当であると認める団体
- ・ 代表者が、京都府税を滞納している団体

## 補助事業実施要件(その他知事が定める事項)

- ① 1年以上継続して実施する見込みを有すること
- ② 1運営日当たり概ね20食の提供ができるよう努めること
- ③ 緊急時に備えて利用者の連絡先を確認(登録)すること
- ④ ボランティア保険等傷害保険に加入(必須)すること
- ⑤ 食品衛生及び食物アレルギー等について、保健所の指導を受けること
- ⑥ 福祉施策に繋ぐ入口として、小・中学校、市町村、福祉関係団体等との連携を図ること
- ⑦ 利用者情報は、京都府個人情報保護条例等により適切に管理すること
- ⑧ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図ること
- ⑨ その他事業実施に際しては、京都府と十分連携を図ること

## 食品衛生法等の関係法令に関する相談窓口

地 域	相 談 窓 口
京 都 市	京都市医療衛生センター 京都市中京区御池通高倉西入高宮町200番地 千代田生命京都御池ビル6階(右京区, 西京区担当は2階) 075-746-7211(北区, 上京区, 左京区, 東山区担当) 075-746-7212(中京区, 下京区担当) 075-746-7213(山科区, 南区, 伏見区担当) 075-746-7214(右京区, 西京区担当)
向日市、長岡京市、大山崎町	山城広域振興局健康福祉部 乙訓保健所 環境衛生課 向日市上植野町馬立8 075-933-1241
宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、井手町、宇治田原町	山城広域振興局健康福祉部 山城北保健所 衛生課 宇治市宇治若森7-6 0774-21-2912
木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村	山城広域振興局健康福祉部 山城南保健所環境衛生課 木津川市木津上戸18-1 0774-72-4302
亀岡市、南丹市、京丹波町	南丹広域振興局健康福祉部 南丹保健所 環境衛生課 南丹市園部町小山東町藤ノ木21 0771-62-4754
福知山市	中丹広域振興局健康福祉部 中丹西保健所環境衛生課 福知山市篠尾新町一丁目91 0773-22-6382
舞鶴市、綾部市	中丹広域振興局健康福祉部 中丹東保健所環境衛生課 舞鶴市字倉谷1350-23 0773-75-1156
宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町	丹後広域振興局健康福祉部 丹後保健所 環境衛生課 京丹後市峰山町丹波855 0772-62-1361